

広島県にお住まいの方へ

不妊に関する 助成金

知っていますか



不妊検査・一般不妊治療

タイミング法・薬物療法・人工授精

自己負担額の
1/2の額

上限 **5** 万円

【次の要件を全て満たす方】

- 申請日時点で婚姻している夫婦(事実婚を含む)
- 申請日時点で県内に住所を有すること *
- 不妊検査開始時の妻の年齢が35歳未満であること
- 夫婦ともに不妊検査を受けていること
(原則、夫婦のいずれかの検査開始日から4か月以内にもう一方が検査を開始すること)

対象者

特定不妊治療

体外受精・顕微授精(先進医療等を併用している場合)

保険診療と先進医療を
併用した場合

先進医療等を併用することにより
全額自費診療となった場合

上限 **5** 万円
自己負担額の1/2の額

上限 **30** 万円
自己負担額の7割の額
(ステージC・Fの治療は上限10万円)

【次の要件を全て満たす方】

- 治療開始時に婚姻している夫婦(事実婚を含む)
- 申請日時点で県内に住所を有すること *
- 治療期間初日における妻の年齢が43歳未満であること
- 体外受精または顕微授精以外の方法では妊娠が望めないと医師が診断し、生殖補助医療の保険医療機関で治療を受けていること

対象者

不育症検査

先進医療として厚生労働省が定める不育症検査

対象の検査や助成額は県のホームページで確認してください。

対象者

【次の要件を全て満たす方】

- 既往流死産回数が2回以上であること
- 申請日時点で県内に住所を有すること *



* 夫婦のいずれか一方が県内に住所を有すれば可

助成金についての
お問い合わせ

 広島県 子供未来応援課

☎ 082-513-3171

広島県妊活応援サイト

広島県ふたりの妊活全力応援

妊娠・妊活のことを2人で学べるコンテンツから、
経験者の体験談、広島県の助成制度の紹介などを
詳しくお届けします！



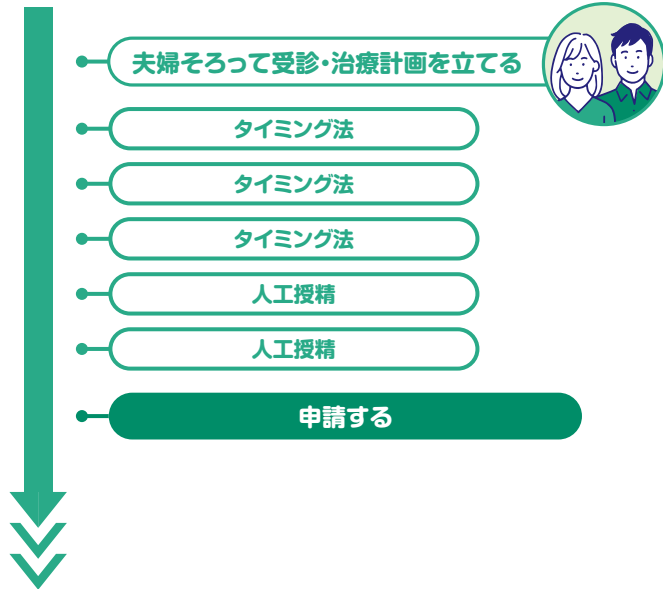
検査から治療の流れ・申請のタイミング

本事例はあくまで一例です

不妊検査・一般不妊治療

タイミング法・薬物療法・人工授精

【ある夫婦の場合】



申請期限

治療終了日の翌日から2か月以内
※遅れる場合はご相談ください。

申請する時期

- 妊娠したと医師が判断した時
- 特定不妊治療にステップアップした時
- 治療を継続しないことを担当医と決定した時
- 検査開始から2年を経過する時
(治療を継続中でも、最大2年分しか対象となりません)

上記以外でも、夫婦の自己負担額が10万円以上となった場合は申請可能

※治療期間は医師の判断となります。

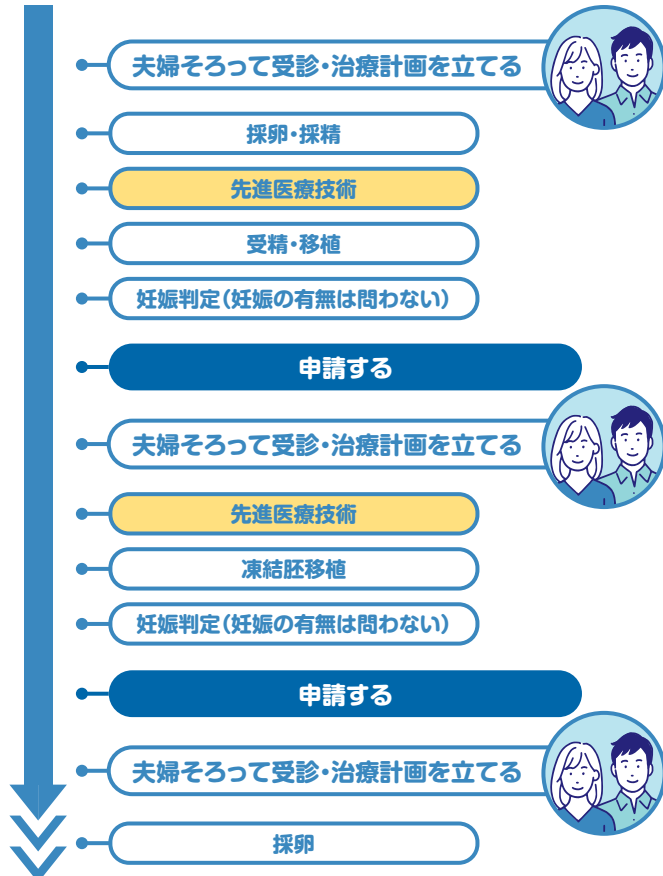
申請期限や申請手続きなどの
詳細はこちら



特定不妊治療

体外受精・顕微授精 (先進医療等を併用している場合)

【ある夫婦の場合】



申請期限

治療終了日の翌日から2か月以内
※遅れる場合はご相談ください。

申請する時期

治療計画ごとに申請します

※治療期間は医師の判断となります。
※医師の判断で中止した治療も助成対象になる場合があります。

申請期限や申請手続きなどの
詳細はこちら

